

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成23年12月21日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程

生駒市水道局決裁規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 給水の許可に関すること。

第11条中「定めるもの」を「定める者」に改め、同条第1号中「支出負担行為及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 支出負担行為については、主幹専決又は課長専決に係るものは総務課経理係長に、次長専決に係るものは総務課経理係長を経て総務課課長補佐（総務課課長補佐が置かれていない場合にあつては、総務課長）に、局長専決又は管理者の決裁に係るものは総務課経理係長、総務課課長補佐及び総務課主幹を経て総務課長に合議しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。